

再教育

令和7年 1月

事 業 主 各 位

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者 安全衛生教育<再教育>の実施について(ご案内)

労働安全衛生法第 60 条の2では、事業者は危険又は有害な業務に現に就いている者に、その業務に係る安全教育を行うよう努めるとされており、関連通達に示す指針により、5 年ごとに一定時間数の定期教育を行うよう求めています。

標記建設機械による死亡災害は、宮城県内では毎年のように発生しています。事故に関連する運転者の多くは有資格者であったことから、災害防止のため、体系的な安全教育の継続が必要とされているところです。キャリアアップシステムの能力評価基準においても、当該教育修了者の位置づけが高く評価されています。

この度、当支部では、下記により標記教育を実施しますので、該当運転者に受講させていただきますようお願いいたします。

記

- 開催日時(予定) 令和 6 年度: 令和 7 年 3月12 日(水)
- 開催場所 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館
- 教育の対象者
 - 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者
 - (1)の資格を有し、同建設機械の運転業務に就いて概ね 5 年以上経過している者、または新たに当該業務に就く予定のある者
- 受講料 9,000円(テキスト代、消費税含)
〔当支部会員または当支部で標記技能講習を修了された方〕
8,000 円(テキスト代、消費税含)
- 申込方法 建災防宮城県支部ホームページの「予約システム」で予約 ID を取得後、別紙申込書を郵送してください。
(申込書受領後、受講票と受講料請求書をお送りします)

6. 定員 30名

7. 申込先 〒980-0824
仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階
建設業労働災害防止協会 宮城県支部
TEL 022-224-1797

8. 教育カリキュラム

- ・ 最近の車両系建設機械の特徴 ……………2時間00分
- ・ 車両系建設機械の取り扱いと保守……………2時間00分
- ・ 災害事例及び関係法令 ……………2時間00分

計 6 時間

9. 修了証 全科目受講された方に修了証を交付します。